

Vioce after 3.11

栄町住民活動支援センターでは、「住民活動ふれあいまつり」の会場や同センター内において、東日本大震災に関する情報コーナーをつくり、被災者支援活動や地震の備えに関する情報などを積極的に提供してきました。その一環として掲示板を設置し、東日本大震災後の住民の生の声を集めてきました。ここではその一部を紹介します。

3.11以降あなたは どう変わりましたか？



自分にとって 何か一巻
大切か？ 何かしたいのか？
考えるようになった。

人間の無力さ・はかなさ
を感じるようになった

親もものは自分の足で、と思い、
前にも進んでよく歩くようになりました。

ふつうに生活できる
ことに感謝する
ようになった

電化製品のコンセント
を抜くようになった。

枕元には懐中電灯
を置く様になった

さいは食べ物があっても、
おいしいの人はもっとたいはんは
たまたま、のこさぬで食べるお
にした。

節電頑張った。円

こどもたちからの エール

頑張れえ、
日本
Smile

One
for
A!!
All
for
One

あかんばろう
おさまりますように
地しんが一日も早く

みんなが
笑える日が来るまで
笑顔で

輪

元気で
笑顔で

がんばれ!
fight!

資料編



■被災家屋（罹災証明発行件数）（平成24年 3 月14日現在）

小学校区	全 壊	大規模損壊	半 壊	一部損壊	計
安 食 小 学 校 区	6	10	29	271	316
安 食 台 小 学 校 区				264	264
酒 直 小 学 校 区			3	88	91
竜角寺台小学校区				85	85
北 辺 田 小 学 校 区			1	77	78
布 鎌 小 学 校 区	4	8	58	251	321
町 全 体	10	18	91	1036	1155

■応急仮設住宅入所者（民間賃貸住宅）（平成24年 3 月 1 日現在）

戸 数	世 帯 数	人 数
7 戸	7 世帯	25人

■液状化被害住宅再建支援申請数（平成24年 3 月 1 日現在）

総申請数	うち住宅解体	うち住宅地盤復旧	うち半壊住宅補修
41件	7 件	17件	17件

■被災者生活再建支援金に係る申請数（平成24年 3 月 1 日現在）

全 壊	大規模半壊	半 壊	合 計
10件	18件	7 件	35件

■被災証明書発行件数

- ・被災者支援及び復興支援のための東北地方の高速道路の無料開放（平成24年 3 月 1 日現在）

期 間	平成23年 6 月20日～（当面 1 年間）
申請者	293名
発行数	293枚

■避難所開設状況

- ・安食小学校体育館（平成23年 3 月11日～12日） 1 箇所開設

世帯数	大 人	中学生	子供・幼児	人 数
14世帯	18人	3 人	8 人	29人

■役場庁舎被害状況（平成23年 3 月12日現在）

・ 1 階東トイレ上下水道管破損
・ 庁議室蛍光灯カバー落下
・ 議会室蛍光灯カバー落下

■保健センター被害状況

・ 液状化による建物破損等により、全面取り壊し。

■ふれあいプラザさかえ被害状況（平成23年 3 月15日現在）

○ふれあいセンター	・ 天井部分石膏ボードのはがれ（数か所） ・ 廊下・室内の壁にひび割れ（11か所） ・ エレベーターの異常停止
○文化ホール	・ 非常用案内板カバーのずれ（数か所） ・ 地震による受水槽内の水の濁り ・ 舞台上、道具類散乱及び吊物留め金具落下あり ・ 第一天井反射板、ガイドレール曲り・取付ボルト破損 ・ 第二天井反射板、ガイドレール曲り・リミット金物曲り ※ その他、吊物調査終了後に内部調査・照明・音響設備点検を行う予定
○悠遊亭	・ 集会室の照明器具（カバー）の落下（1 か所） ・ 集会室の天井板はがれ・ずれ（3 m程度） ・ 玄関部分天井石膏ボードのはがれ ・ 地震による受水槽内の水の濁り
○外周	・ 玄関ポーチ下の建物との亀裂拡大及び新たな亀裂発生 ・ 随所に亀裂・地盤沈下による段差が発生 ・ 文化ホール搬入口沈下・階段破損

■上水道被害状況（平成24年 3 月 1 日現在）

被 害 内 容	安食地区	安食台地区	北辺田地区	布鎌地区	計
漏 水	1 件	1 件			2 件
給 水 分 岐 部 破 損				3 件	3 件
鑄 鉄 管 離 脱				2 件	2 件
ビ ニ ー ル 管 破 損	4 件	1 件	1 件	4 件	10件

■下水道被害状況（平成24年 3 月 1 日現在）

件 数	被害箇所	被 害 概 要
3 箇所	安 食 立 嶋	液状化によるマンホール浮上 延長＝75.3m
	安 食 立 嶋	液状化による雨水管渠破損 延長＝37.1m
	安 食	液状化による雨水開渠破損 延長＝36.0m

■農地被害状況

- ※農地被害：液状化及び田面、畑面の亀裂 合計：55ha（平成24年 3 月 1 日現在）

地 区		面 積 (ha)
安 食 地 区	前 新 田	6.3
	大 洲 ・ 向 洲	3.6
	小 計	9.9
布 鎌 地 区	西	1.8
	請 方	6
	押 付	4.1
	出 津	32.4
	小 計	44.3
酒 直 地 区	南 部	0.6
	小 計	0.6
麻 生 地 区		0.2
	小 計	0.2
総 合 計		55.00

■道路等被害状況件数（平成23年 3 月15日現在）

小 学 校 区	壁・擁壁等	道路破損等	その他被害 （液状化・法面等）	計
安 食 小 学 校 区	4	24	17	45
安 食 台 小 学 校 区	1	8	1	10
酒 直 小 学 校 区	1	4	4	9
竜角寺台小学校区		1	5	6
北 辺 田 小 学 校 区		11	2	13
布 鎌 小 学 校 区	1	29	10	40
町 内 全 体	7	77	39	123

■公園被害状況（平成23年 3 月15日現在）

公 園 名	被 害 概 要
田 中 児 童 公 園	道路と公園の境界ブロックが破損（約20m）
立 嶋 児 童 公 園	園内地盤の沈下及び隆起（約80㎡）及び平板ブロックの破損（約60㎡）
米 ノ 内 児 童 公 園	土留め用積みブロックに亀裂（約 3 m）
前新田第 1 号 児 童 公 園	園内灯灯具破損（1 基）
ふ れ あ い 広 場	休憩施設（四阿）の屋根ずれ及び平板ブロックの破損（約0.5㎡）
安 食 台 第 一 近 隣 公 園	休憩施設（四阿）の屋根ずれ及び園内地盤陥没（約290㎡）及び園内灯灯具破損（1 基）及び園路亀裂（約3.6m）
矢 口 神 明 公 園	道路と公園の境界ブロックが破損（約50m）
竜 角 寺 台 調 整 池	調整池脇歩道部道路陥没（約100m）

■浄化槽の被害状況（平成23年 3 月28日現在）

施 設 名	数 量	状 態
浄 化 槽	19件	使用不能等（浄化槽浮上、配管損傷等）

■災害等廃棄物等について

- 下記の施設（仮置場）において災害廃棄物の分別や前処理を行う。（平成23年 3 月28日現在）

施 設 名	災害廃棄物量	種 類
栄町終末処理場	233.45 t	被災家屋の瓦・ブロック等

■小中学校の被害状況

(平成23年 3 月14日現在)

安 食 小 学 校	校	舎	1 F家庭科室入口コンクリート壁亀裂 1 カ所
	体	育 館	階段壁亀裂 数カ所 2 Fギャラリー床面亀裂数カ所 ステージ脇ベニヤ破損 2 枚
安 食 台 小 学 校	校	舎	1 F、2 F、3 F教室柱亀裂多数 2 F6－1 教室 ガラス破損 1 カ所 職員室壁亀裂 2 カ所 3 F音楽室ベランダ側壁面約 1 cmひずみ 入口スジカイ破損
	体	育 館	なし
北 辺 田 小 学 校	校	舎	家庭科室天井ボード破損 1 カ所 教室天井淵止め落下破損 5 カ所 2 F西トイレ壁亀裂 2 カ所
	体	育 館	天井板破損多数、二階支柱コンクリート破損 7 カ所 二階ギャラリーひび数カ所、ガラス1カ所ひび割れ ギャラリー支柱天井石膏ボード破損 1 カ所 二階床壁 2 カ所破損、通路階段接続部分破損 通路階段接続部分破損 2 カ所 トイレ通路支柱のコンクリート部分破損 2 カ所
酒 直 小 学 校	校	舎	保健室前廊下壁亀裂 教室天井淵止め落下破損 2 F男子トイレドア破損
	体	育 館	2 F支柱コンクリート破損 2 カ所 天井石膏ボード破損 2 カ所 バスケットボード支柱破損 入口タイル破損
布 鎌 小 学 校	校	舎	2 F2 年教室ロッカー・壁接着部破損 2 Fフレニド 2 教室ロッカー・壁接着部破損
	体	育 館	なし
竜 角 寺 台 小 学 校	校	舎	教室天井淵止め落下破損 6 カ所 3 F5－2 教室天井淵止め破損 1 カ所 花壇つなぎめ破損 1 カ所
	体	育 館	天井石膏ボード14カ所、隙間 3 カ所
	外	溝	擁壁クラック 3 カ所
栄 中 学 校	校	舎	なし
	体	育 館	天井石膏ボード及びモール破損 ステージ天幕破損 壁一部破損
栄 東 中 学 校	校	舎	配膳室扉ひづみ、点検窓破損 音楽室天井塗料落下 1 F廊下壁亀裂 各階ベランダタイル亀裂多数 体育館へのスロープコンクリート亀裂破損 4 F音楽室楽器収納庫壁亀裂 2 カ所
	体	育 館	2 F通路天井金属版ゆがみ、ボード破損 照明破損1個、カバー破損 天井石膏ボード及びモール破損 ステージ金属落下
	柔 剣 道 場		天井石膏ボード及びモード破損
	技 術 棟		入口壁破損、準備室モール破損
	屋 外		受水槽脇水道管破裂

■小中学生（児童生徒）の受け入れについて

1 被災した児童生徒の栄町立学校への受け入れについて

項 目	手 段
保護者が転入学を希望する場合	先方の教育委員会発行の転入学通知書の有無にかかわらず希望校で受け入れる。
保護者が体験入学を希望する場	希望校で受け入れる。

2 教科書の取扱いについて

項 目	手 段
保護者が転入学を希望する場合	教科書を給付する。
保護者が体験入学を希望する場	(学校教育課が手続きを行う)

3 就学援助等について

項 目	手 段
保護者が転入学を希望する場合	どちらの場合も学校教育課が保護者と面談の上、対応する。
保護者が体験入学を希望する場	

4 補充のための授業等、心のケアを含む健康相談

項 目	手 段
保護者が転入学を希望する場合	どちらの場合も学校で対応する。
保護者が体験入学を希望する場	健康相談は必要に応じ学校教育課も関わる。

■被災地からの避難者数

(平成23年 3 月26日現在)

小 学 校 区	世 帯 数	人 数
安 食 小 学 校 区	6	18
安 食 台 小 学 校 区	3	16
北 辺 田 小 学 校 区	2	5
酒 直 小 学 校 区	0	0
竜 角 寺 台 小 学 校 区	5	34
布 鎌 小 学 校 区	1	2
合 計	17	75

■町民からの救援物資の提供について

受入期間：平成23年 3 月24日(木)～26日(土)

提供者数：60人

主な救援物資

種 別	品 名	数 量
赤 ち ゃ ん 用 品	紙 お む つ	18袋
	お し り ふ き	43P
高 齢 者 用 品	紙 お む つ	37袋
	尿 取 り パ ッ ト	13袋
生 活 用 品	歯 ブ ラ シ	385本
	使 い 捨 て カ イ ロ	299個
	飲 料 水	8ℓ

■郵政事業寄附金配分事業

※郵政事業株式会社より、東日本大震災による被災者の救助又はその予防（復興）を行う「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に規定する特定被災地方公共団体に対し、寄附金配分助成が行われました。これにより、以下の備品等を購入しました。

・災害対応備品購入

No.	品 名	数 量
1	ブ ル ー シ ー ト	300枚
2	土 の う 袋	2,000枚
3	発 電 機 付 投 光 機	4 台
4	マ イ ル デ ィ シ ー ト	9 枚
5	ワ ン タ ッ チ パ ー テ ー シ ョ ン	13張
6	ワ ン タ ッ チ テ ン ト	15張

■災害派遣等従事車両証明発行件数

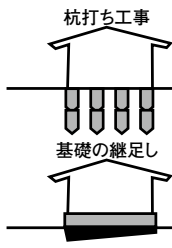
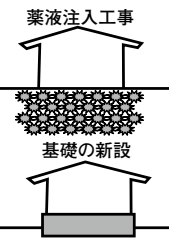
・災害救助のために使用する車両への東北地方の高速道路無料措置

(平成24年 3 月 1 日現在)

申請者：20名	発行台数：20台	発行枚数：50枚
---------	----------	----------

■町内被災者への支援内容

(平成23年 6 月24日発行リーフレットより)

内	容	所管課	具 体 的 な 支 援															
住まいの確保・再建	被災者生活再建支援制度 (国の支援制度)	福祉課	住宅が全壊もしくは、大規模半壊した世帯や敷地に被害が生じ、やむを得ず住宅を解体した世帯（半壊を含む）など生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援資金を支給するものです。 【支給対象】 今回の地震により次の住宅被害を受け、町からその被害程度を証する「り災証明」の交付を受けた世帯です。※アパート等の賃借人（世帯）も対象となりますが、貸主（大家）は該当しません。 (1)住宅が全壊した世帯 (2)住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3)災害による危険な状態が継続し、住宅に居住することができない状態が長時間継続している世帯 (4)住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） 【支給額】 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となります。（単身世帯は複数世帯の支援金の3／4） ①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給する支援金） ア）全壊(1)に該当：100万円 イ）解体(2)に該当：100万円 ウ）長期避難(3)に該当：100万円 エ）大規模半壊(4)に該当：50万円 ②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給する支援金） ア）建設・購入：200万円 イ）補修：100万円 ウ）賃貸（公営住宅以外）：50万円															
	液化化等被害住宅再建支援事業（県の補助金支援事業）	福祉課	生活の拠点である住宅や地盤に被害を受けられた世帯が、早期に安心で安全な生活を回復できるよう、千葉県と栄町が連携して住宅再建のための支援金を交付します。 【支給対象】 震災により被害を受けた一戸建住宅に居住していた世帯で、その被害程度を証する「り災証明」の交付を受けた世帯です。※アパート等は該当しません。 (1)液化化等の住宅地盤被害により「半壊に至らない（一部損壊）」被害を受けた住宅を解体した世帯 ※住宅の解体とは、住宅の全てを解体することをいいます。柱・基礎等一部を残した住宅建設は含みません。 (2)液化化等の住宅地盤被害により「半壊」または「半壊に至らない（一部損壊）」被害を受けた住宅の地盤を復旧（住宅の基礎の修復を含む）した世帯 ※住宅の地盤復旧とは、地盤に杭打ちや薬液の注入、盛り土を行うことをいいます。住宅の地盤でない庭や車庫の地盤等のみの復旧は含みません。また、基礎の修復とは、住宅の土台のかさ上げや増し基礎、基礎の新設等を行うことをいいます。 (3)「半壊」被害を受けた住宅を補修した世帯 ※住宅の補修とは、屋根や壁、床や柱、基礎や建具、その他住宅に付帯する設備等を修理することをいいます。外塀や門扉等は含みません。 (その他) ※支援金の交付は1回限りです。 ※「半壊」や「半壊に至らない（一部損壊）」は、町が発行する「り災証明書」に記載されています。また、同一敷地内で、世帯分離している場合は、同一世帯として取り扱います。 ※地盤被害により住宅が「半壊」の被害を受けた世帯が、地盤の復旧等をせず、住宅の補修のみを行った場合は、(3)に該当します。 【支援金額】 支援金額は、以下のとおりとなります。（単身世帯は複数世帯の支援金の3/4） (1)の場合：100万円 (2)の場合：100万円 (3)の場合：25万円 ※費用が支援金額に満たない場合は、要した費用が上限額となります。※(1)～(3)の支援金を重複して受けることはできません。 【具体的な工事例】 杭打ち工事  基礎の継足し 薬液注入工事  基礎の新設 【申請期間】 原則として平成23年度内に補修等の工事を行う世帯を対象としています。年度内に補修工事が完了しない場合や工事が開始できない場合は、福祉課にご相談ください。 【申請に必要な書類】 <table><tr><th>必 要 書 類</th><th>備 考</th></tr><tr><td>申 請 書</td><td>福祉課（1階）</td></tr><tr><td>り 災 証 明 書</td><td>税務課（2階）</td></tr><tr><td>住 民 票</td><td>住民課（1階）</td></tr><tr><td>契 約 書 等 の 写 し</td><td>ない場合、内訳の入った請求・領収書の写し</td></tr><tr><td>預 金 通 帳 の 写 し</td><td>振込先を確認（世帯主の口座番号等）できるもの</td></tr><tr><td>解 体 証 明 書</td><td>住宅解体世帯のみ添付。税務課で発行</td></tr><tr><td>そ の 他</td><td>状況により必要な書類の添付を求めます</td></tr></table> 注意…既に町から半壊又は一部損壊の判定を受けている方で、国の支援を受けていない方についても、液化化等の住宅地盤被害の場合、本支援制度の対象となる場合がありますので、税務課までご連絡ください。	必 要 書 類	備 考	申 請 書	福祉課（1階）	り 災 証 明 書	税務課（2階）	住 民 票	住民課（1階）	契 約 書 等 の 写 し	ない場合、内訳の入った請求・領収書の写し	預 金 通 帳 の 写 し	振込先を確認（世帯主の口座番号等）できるもの	解 体 証 明 書	住宅解体世帯のみ添付。税務課で発行	そ の 他
必 要 書 類	備 考																	
申 請 書	福祉課（1階）																	
り 災 証 明 書	税務課（2階）																	
住 民 票	住民課（1階）																	
契 約 書 等 の 写 し	ない場合、内訳の入った請求・領収書の写し																	
預 金 通 帳 の 写 し	振込先を確認（世帯主の口座番号等）できるもの																	
解 体 証 明 書	住宅解体世帯のみ添付。税務課で発行																	
そ の 他	状況により必要な書類の添付を求めます																	

内 容		所管課	具 体 的 な 支 援
住まいの確保・再建	栄町災害緊急融資資金利子補給金制度	財政課	被災された住宅を補修及び建替え、あるいは購入される方が金融機関から融資を受けた場合、次のとおり利子の一部を補助します。 対 象：・り災証明書の交付を受けた方（個人のみ） ・平成24年 3 月31日までに融資を受ける方 補助内容：融資額のうち30万円以上500万円以下を対象 利子補給率は、2%を上限 利子補給の期間は、7年以内 ※その他詳細については、お問い合わせください。
	母子寡婦福祉貸付金の住宅資金	福祉課	住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費が貸付けられます。
税金・保険料	固定資産税	税務課	土地・家屋等復旧不能・大規模修理が必要な、半壊以上のり災証明を受けた世帯は、減免措置がありますので、ご相談ください。
	町民税	税務課	災害で生じた損失について、総所得金額等から控除できる雑損控除、住宅借入金等特別控除等税制改正により、制度が拡充されました。申告に際し、り災証明が必要となる場合がありますので、ご相談ください。
	国 民 健 康 保 険 税・後期高齢者医療保険料の減免	健康保険課	全壊・半壊のり災証明書の交付を受けた世帯が対象で、減免率については、以下のとおりです。町発行のり災証明書（写し）が必要です。 (1)住居の全壊…100%、(2)住居の半壊…50% 後期高齢者医療保険料については、所得額及び損害程度により減免率が違いますので、ご相談ください。
	介護保険料の減免	福祉課	全壊・半壊のり災証明書の交付を受けた世帯が対象で、減免率については、以下のとおりです。町発行のり災証明書（写し）が必要です。 (1)住居の全壊…100%、(2)住居の半壊…50%
子ども養育支援	障害児扶養手当等の特別措置	福祉課	住宅等の財産価格の1/2以上の損害を受けた世帯が対象です。具体的な対応策は、現地調査を踏まえて判定しますので、ご相談ください。
	保育所保育料・児童クラブ保護者負担金の減免	福祉課	全壊・半壊のり災証明書の交付を受けた世帯が対象で、減免率については、以下のとおりです。町発行のり災証明書（写し）が必要です。 (1)住居の全壊…100%、(2)住居の半壊…50%
	児童扶養手当の特別措置	福祉課	所有している資産の1/2以上被害があった場合、被災者に対する児童扶養手当について、所得制限を解除します。
公共料金等	上水道料金	長門川水道企業団	宅内漏水したお客様には、水道料金の減免措置を行っています。
	下水道料金	下水道課	天災又はこれに類する災害を受け、使用料を納付することが困難と町長が認める場合は、減免となります。
災害見舞金	千葉県災害見舞金	千 葉 県（町 福 祉 課）	り災証明書で住家が全壊の場合に支給（アパート等の賃借人（世帯）も対象、貸主は対象外） 支給額…10万円
	日本赤十字社見舞金	福祉課	り災証明書で住家が全壊 ・半壊の場合に支給 支給額…5千円
	千葉県共同募金会見舞金	社会福祉協議会	り災証明書で住家が全壊・半壊の場合に支給 支給額…1万円（全壊）5千円（半壊） ●賃貸住宅（アパート等）5千円（全壊） 3千円（半壊）
当面の生活資金の支援	生活福祉資金貸付制度（融資）	社会福祉協議会	県内に住所を有する被災世帯に対し、生活費や住宅を復旧するための経費、家財道具購入等の経費を貸し付ける制度があります。（千葉県社協）
	災 害 援 護 資 金（融資）	福祉課	災害により負傷又は住宅、家財の損害に対し災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けるものです。 家財の1/3以上の損害又は住宅の半壊または全壊などが対象で、世帯主に対し貸付利率年3％、償還期間10年以内で所得制限があります。 (申込期限 6月30日まで)
	母子寡婦福祉貸付金（融資）	福祉課	各種資金について、既に貸付を受けている者に対する、住宅資金の据え置きの延長、償還金の支払い猶予等があります。
住まいの補修	母子寡婦福祉貸付金の住宅資金	福祉課	住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費が貸付けられます。
	生活福祉資金制度による貸付 ※住宅の補修等（融資） 【災害援護資金の対象となる世帯は適用除外】	社会福祉協議会	災害により被害を受けた住宅の補修、保全、増築、改築等に必要な経費を貸し付けるものです。250万円以内を目安に連帯保証人がいれば無利子。いないときは年1.5%。償還期間は7年間で低所得者、障害者世帯又は高齢者世帯が対象となっています。詳細は栄町社会福祉協議会にご相談ください。

■放射線量測定推移表（大気）

（平成24年 3 月14日現在）

No.	測 定 地 点	測 定 日															
		5月	6月	6月	6、7月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
		25日	1～3日	15～16日	30～4日	27日～28日	17日～18日	14日～15日	13日～14日	9日～10日	14日～16日	10日～18日	9日	14日			
		50cm	50cm	50cm	50cm	50cm	1m	50cm	1m	50cm	1m	50cm	1m	50cm	1m	50cm	1m
1	上 前 児 童 公 園		0.18	0.31	0.27												
2	田 中 児 童 公 園		0.22	0.30	0.27	0.16	0.16	0.15	0.16	0.16	0.15						
3	立 嶋 児 童 公 園(砂 場)		0.21	0.21	0.16												
4	白 山 児 童 公 園(砂 場)		0.13	0.16	0.20												
5	小 台 児 童 公 園		0.23	0.22	0.32												
6	鴻 ノ 巣 児 童 公 園		0.27	0.23	0.23												
7	高 田 児 童 公 園		0.17	0.16	0.19												
8	山 中 児 童 公 園(砂 場)		0.24	0.25	0.29												
9	道 面 児 童 公 園 (砂 場)		0.27	0.25	0.25												
10	皂 前 児 童 公 園(砂 場)		0.20	0.22	0.19												
11	十 王 児 童 公 園		0.23	0.22	0.29												
12	米 ノ 内 児 童 公 園(砂 場)		0.29	0.25	0.27												
13	五 斗 蒔 児 童 公 園		0.37	0.30	0.24												
14	酒 直 台 児 童 公 園		0.28	0.19	0.24												
15	雨 堤 児 童 公 園(砂 場)		0.16	0.33	0.20												
16	船 戸 児 童 公 園(砂 場)		0.14	0.14	0.13												
17	向 台 児 童 公 園(砂 場)		0.16	0.15	0.20	0.14	0.15	0.16	0.15	0.16	0.15						
18	谷 田 川 児 童 公 園 (砂 場)		0.28	0.28	0.36												
19	長 作 児 童 公 園 (砂 場)		0.18	0.27	0.23												
20	前 原 児 童 公 園 (砂 場)		0.23	0.31	0.31												
21	四 斗 蒔 児 童 公 園 (砂 場)		0.26	0.25	0.36												
22	鍬 替 児 童 公 園 (砂 場)		0.23	0.35	0.33												
23	三 斗 蒔 児 童 公 園 (砂 場)		0.20	0.36	0.27												
24	池 下 児 童 公 園 (砂 場)		0.33	0.28	0.27	0.20	0.20	0.20	0.19	0.20	0.20						
25	安 食 台 第1近 隣 公 園	0.25	0.32	0.26	0.30	0.21	0.20	0.20	0.18	0.17	0.17						
26	安 食 台 第2近 隣 公 園		0.26	0.21	0.21	0.19	0.19	0.18	0.17	0.16	0.17						
27	竜 角 寺 台 近 隣 公 園	0.25	0.20	0.34	0.40	0.23	0.21	0.23	0.21	0.22	0.22						
28	下 堤 外 児 童 公 園(砂 場)		0.30	0.24	0.30												
29	南 第1児 童 公 園(砂 場)		0.26	0.24	0.30	0.28	0.28	0.28	0.27	0.27	0.28						
30	上 末 高 児 童 公 園(砂 場)		0.58	0.35	0.38												
31	南 第2児 童 公 園(砂 場)		0.30	0.30	0.25	0.31	0.30	0.29	0.28	0.30	0.28						
32	前 新 田 第1号 児 童 公 園		0.21	0.25	0.19	0.15	0.15	0.14	0.14	0.14	0.14						
33	前新田第2号児童公園（砂場）	0.21	0.19	0.15	0.20												
34	前 新 田 第3号 児 童 公 園		0.28	0.22	0.25	0.18	0.17	0.17	0.16	0.14	0.15						
35	矢 口 神 明 公 園		0.31	0.28	0.43	0.27	0.24	0.24	0.23	0.24	0.23						
36	ふ れ あ い 広 場		0.35	0.33	0.35												
37	安食小学校（グラウンド）	0.11	0.07	0.12	0.14	0.10	0.09	0.10	0.10	0.10	0.10						
38	酒直小学校（グラウンド）	0.18	0.10	0.20	0.19	0.09	0.10	0.09	0.10	0.11	0.12						
39	北辺田小学校（グラウンド）	0.05	0.28	0.30	0.19	0.17	0.17	0.18	0.17	0.18	0.17						
40	竜角寺台小学校（グラウンド）	0.28	0.31	0.32	0.33	0.22	0.20	0.21	0.21	0.19	0.19						
41	安食台小学校（グラウンド）	0.09	0.11	0.16	0.20	0.09	0.10	0.10	0.11	0.13	0.13						
42	布鎌小学校（グラウンド）	0.21	0.17	0.14	0.20	0.15	0.15	0.34	0.26	0.14	0.15						
43	※栄中学校（グラウンド）	0.13	0.19	0.22	0.26	0.13	0.12	0.15	0.12	0.14	0.15						
44	※栄東中学校（グラウンド）	0.26	0.18	0.25	0.29	0.18	0.17	0.18	0.17	0.18	0.18						
45	安食保育園（グラウンド）	0.09	0.26	0.33	0.27	0.19	0.17	0.19	0.17	0.18	0.18						
46	酒直幼稚園（グラウンド）	0.09	0.23	0.29	0.24	0.20	0.19	0.21	0.18	0.21	0.19						
47	ながと幼稚園（グラウンド）	0.10	0.22	0.17	0.17	0.14	0.14	0.12	0.12	0.17	0.15						
48	町 営 A グ ラ ウ ン ド		0.21	0.20	0.16	0.11	0.11	0.10	0.11	0.11	0.12						
49	町 営 B グ ラ ウ ン ド		0.19	0.18	0.18	0.11	0.11	0.12	0.12	0.12	0.12						
50	町 営 C グ ラ ウ ン ド		0.22	0.19	0.29	0.19	0.19	0.19	0.19	0.15	0.15						
51	水 と 緑 の 運 動 広 場		0.34	0.28	0.35	0.27	0.25	0.26	0.24	0.24	0.23						
52	※ 役 場 玄 関 前 駐 車 場	0.11	0.17	0.24	0.12	0.16	0.14	0.15	0.14	0.14	0.13						
53	ふれあいプラザさかえ駐車場		0.18	0.23	0.27	0.18	0.17	0.18	0.16	0.20	0.17						
54	地 域 活 動 支 援 セ ン タ ー			0.41	0.32	0.30	0.28	0.30	0.27	0.27	0.26						
55	ド ラ ム の 里					0.22	0.21	0.21	0.20	0.21	0.20						
平 均		0.161	0.235	0.248	0.256	0.184	0.178	0.187	0.177	0.178	0.174						

10月		11月		12月		1月		2月		3月	
13日～14日		9日～10日		14日～16日		10日～18日		9日		14日	
50cm	1m	50cm	1m	50cm	1m	50cm	1m	50cm	1m	50cm	1m
0.19	0.16	0.16	0.16	0.18	0.17	0.17	0.16	0.16	0.14	0.14	0.14
		0.13		0.13	0.14						
0.15	0.15	0.15	0.15	0.15	0.14	0.15	0.14	0.12	0.13	0.13	0.13
				0.23	0.22						
		0.19									
		0.19									
				0.2	0.19						
				0.19	0.19						
		0.18		.							
0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18	0.17	0.18	0.17	0.18	0.17
0.18	0.18	0.17	0.16	0.18	0.17	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.16
0.19	0.19	0.18	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	0.15	0.15	0.15
0.20	0.20	0.21	0.20	0.20	0.19	0.2	0.19	0.19	0.19	0.19	0.18
										0.24	0.21
0.28	0.28	0.28	0.27	0.27	0.27	0.26	0.25	0.26	0.25	0.24	0.24
								0.27	0.26	0.26	0.25
0.28	0.27	0.28	0.27	0.29	0.26	0.27	0.26	0.26	0.26	0.25	0.24
0.15	0.14	0.13	0.13	0.14	0.13	0.13	0.14	0.14	0.13	0.13	0.12
0.16	0.16	0.16	0.16	0.16	0.15	0.16	0.15	0.16	0.15	0.15	0.14
0.23	0.23	0.23	0.22	0.23	0.22	0.23	0.21	0.21	0.20	0.21	0.20
0.10	0.10	0.09	0.09	0.09	0.09	0.09	0.10	0.08	0.08	0.08	0.08
0.09	0.08	0.08	0.08	0.09	0.09	0.10	0.10	0.08	0.08	0.11	0.11
0.16	0.17	0.15	0.15	0.14	0.14	0.19	0.17	0.13	0.13	0.13	0.13
0.19	0.19	0.17	0.16	0.19	0.18	0.18	0.17	0.17	0.17	0.15	0.15
0.13	0.12	0.11	0.11	0.12	0.11	0.10	0.10	0.14	0.15	0.18	0.16
0.13	0.13	0.18	0.17	0.22	0.21	0.13	0.14	0.14	0.14	0.13	0.14
0.15	0.15	0.14	0.13	0.12	0.12	0.15	0.15	0.11	0.11	0.10	0.11
0.18	0.17	0.17	0.17	0.16	0.16	0.17	0.17	0.15	0.15	0.17	0.17
0.18	0.17	0.12	0.11	0.17	0.16	0.17	0.17	0.16	0.15	0.15	0.14
0.20	0.19	0.19	0.18	0.19	0.18	0.16	0.15	0.17	0.16	0.17	0.16
0.16	0.15	0.15	0.14	0.15	0.14	0.15	0.13	0.15	0.14	0.14	0.13
0.11	0.12	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.11	0.10	0.10
0.11	0.10	0.10	0.11	0.10	0.10	0.11	0.10	0.11	0.11	0.10	0.09
0.19	0.20	0.17	0.17	0.17	0.16	0.18	0.17	0.18	0.18	0.16	0.15
0.25	0.24	0.23	0.23	0.25	0.23	0.25	0.23				

※単 位：マイクロシーベルト/1 時間当たり（μSv/h）
※測 定 値：機器の電源を入れてから3 分後に1 回計測、その後30秒毎に4 回測定し計5 回の平均値とし、50cm、1 mの高さで実施しています。
（千葉県環境生活部大気保全課の空間放射線量測定暫定マニュアルによる測定方法。）

※7 月28日測定分より日立ALOKA製γ線シンチレーション式サーベイメーター型名TCS-172Bで測定しています。千葉県内の市町村で同じ機種、同じ方法で放射線量を測定した結果を公表します。

■水道放射線測定結果

(平成23年 3 月21日～平成24年 3 月27日)

種 別 月 日	前新田浄水場 (長門川水道企業団)	酒直配水場 (長門川水道企業団)	北総浄水場 (千葉県水道局)	柏井浄水場 (東側) (千葉県水道局)
3 月21日			28	不検出
3 月22日	36			
3 月23日	71			
3 月24日			93	97
3 月25日			76	130
3 月26日			64	63
3 月27日			37	49
3 月28日	49	42		
3 月29日			11	37
3 月30日	28		13	21
3 月31日			18	24
4 月 1 日			20	20
4 月 2 日			27	28
4 月 3 日			37	40
4 月 4 日			43	27
4 月 5 日			32	21
4 月 6 日	20		15	13
4 月 7 日			16	9.2
4 月 8 日			8.5	10
4 月 9 日			不検出	8.8
4 月10日	不検出	不検出 (北総)	不検出	9.9
4 月11日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月12日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月13日			不検出	不検出
4 月14日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月15日			不検出	5.8
4 月16日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月17日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月18日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月19日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月20日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月21日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月22日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月23日			不検出	不検出
4 月24日			不検出	不検出
4 月25日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
4 月26日			不検出	不検出
4 月27日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
5 月 6 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
5 月10日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
5 月17日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
5 月24日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
5 月31日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
6 月 7 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
6 月14日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
6 月21日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
6 月28日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
7 月 5 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
7 月12日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
7 月19日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
7 月26日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
8 月 2 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
8 月 9 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
8 月16日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出

種 別 月 日	前新田浄水場 (長門川水道企業団)	酒直配水場 (長門川水道企業団)	北総浄水場 (千葉県水道局)	柏井浄水場 (東側) (千葉県水道局)
8 月23日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
8 月30日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
9 月 6 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
9 月13日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
9 月20日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
9 月27日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
10月 4 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
10月11日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
10月18日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
10月25日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
11月 1 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
11月 8 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
11月15日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
11月22日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
11月29日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
12月 6 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
12月13日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
12月20日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
12月27日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
1 月10日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
1 月17日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
1 月24日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
1 月31日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
2 月 7 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
2 月14日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
2 月21日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
2 月28日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
3 月 6 日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
3 月13日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
3 月21日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出
3 月27日	不検出	不検出 (北総)	不検出	不検出

■下水道放射能被害

(平成24年 3 月 1 日現在)

件 数	被 害 箇 所	被 害 概 要
2 件	須 賀	下水道汚泥放射性物質混入による処理費増
	須 賀	下水道汚泥放射性物質混入による放射線調査費増

■各学校プール放射線測定結果

No	測 定 箇 所	測 定 日	基 準 値	測 定 値 プール水 (水質)
1	安 食 小 学 校	平成23年 6 月 2 日	検出限界値 (10Bq/kg)	検出せず
2	酒 直 小 学 校	平成23年 6 月 9 日		検出せず
3	安 食 台 小 学 校	平成23年 6 月 9 日		検出せず
4	竜 角 寺 台 町 民 プ ー ル	平成23年 6 月23日		検出せず
5	北 辺 田 小 学 校	平成23年 6 月23日		検出せず
6	布 鎌 小 学 校	平成23年 6 月23日		検出せず

※厚生労働省医薬局食品安全部長 食安発0317第 3 号 (平成23年 3 月17日) に伴う「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年 3 月) に準拠

※検出せずとは、検出限界値を超えないことを意味する。

■農産物放射能

(平成24年 3 月 1 日現在)

・人体に影響なし (町内生産の農産物は全て500ベクレル／kg以下)

※食品衛生法に基づく放射能物質に関する現行の暫定基準値



町章

円満な町政と躍進「栄町」の発展を表し、漢字の「栄」を図案化しました。
(昭和31年4月3日制定)



町のキャラクター ドラム

町の資源の中からテーマを特定するため、町民アンケートを行い、一番多かった龍に決定。ドラムの名前には、龍（ドラゴン）の「ドラ」と夢の「ム」を合わせて、「ドラム」と名付けられました。『町民に夢や未来を与える』という意味がこめられています。
(平成9年2月26日誕生)



町の木 さざんか

昭和48年千葉県で開催される国民体育大会の記念事業「郷土緑化運動」の一環として町の木を定めることになり、町民の選定により栄町の候補木10本より栄町の木に「さざんか」が選ばれました。
(昭和45年10月24日指定)

※さざんかの花言葉には、「謙譲」「ひたむきな愛」「愛嬌」などのほか、「困難に打ち勝つ」の意味もあり、東日本大震災から復興する私たちに力を与えてくれるようです。



町の花 りんどう

町民のふるさと意識・郷土への愛着心を高めるとともに、町の環境美化やイメージアップを図るため町民と小中学校の児童生徒からの選定により町の花に「竜胆（りんどう）」が選ばれました。
(平成15年4月1日指定)

後世へ— 3.11の爪跡と私たちの営み【栄町 東日本大震災記録誌】 平成24年3月発行

発行／千葉県栄町 〒270-1592 千葉県印旛郡栄町安食台1丁目2番 TEL：0476-95-1111(代表)
<http://www.town.sakae.chiba.jp/>

企画・編集／栄町消防防災課